

2016年1月吉日

投資家の皆様へ

ベアリング投信投資顧問株式会社

「BAMワールド・ボンド・アクティブ・オープン」  
信託終了（繰上償還）（予定）のお知らせ

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。  
また、平素は格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、この度、追加型証券投資信託「BAMワールド・ボンド・アクティブ・オープン」（以下「当ファンド」といいます。）につきまして、当ファンドの受益権の総口数が、信託約款の信託終了（繰上償還）条項（第42条第7項）に規定する20万口を下回っており、商品性を維持した運用の継続が困難な状況となっております。このため、信託契約を解約することが受益者のため有利であると判断し、信託約款の規定に基づき、信託終了（繰上償還）の手続きを開始することを決定しました。

異議申立期間内に異議申立てをされた受益者の受益権の合計口数が、公告日（2016年1月20日）現在における受益権総口数の2分の1を超えないことを条件に2016年4月7日付で繰上償還を行う予定です。何卒、この信託終了（繰上償還）（予定）の主旨についてご理解を賜りますとともに、今後とも弊社投資信託をご愛顧の程、よろしくお願い申し上げます。

なお、繰上償還することとなった場合、2016年3月1日以降の当ファンドの追加設定のお申込みの受けにつきましては停止させていただく予定です。

敬具

記

1. 信託終了（繰上償還）の理由  
当ファンドの受益権の総口数が信託約款に定める信託契約の解約の基準である20万口を下回っており、運用方針に沿った運用の継続が困難となっていることから、信託約款の規定に基づき、繰上償還の手続きを開始するため。
2. 信託終了（繰上償還）日  
2016年4月7日（木）（該当日が国民の祝日となった場合は翌営業日）

<信託終了（繰上償還）にかかる手続き、日程について>

- ① 新聞公告日（日本経済新聞朝刊）：2016年1月20日（水）
- ② 異議申立期間：2016年1月20日（水）から2016年2月22日（月）まで
- ③ 信託終了（繰上償還）決定日：2016年2月23日（火）
- ④ 異議申立受益者の買取請求期間：2016年3月4日（金）から2016年3月25日（金）まで
- ⑤ 信託終了（繰上償還）日：2016年4月7日（木）

異議を申立てされた受益者の受益権の合計口数が、公告日現在の受益権総口数の2分の1を超えた場合には、信託終了（繰上償還）を行いません。なお、2016年1月19日以降に当ファンドをお申込みされた受益者につきましては、異議申立てを行うことはできません。

以上をご了解の上、ファンドをご購入いただきますようお願い申し上げます。

- 本件に関するお問い合わせ先  
ベアリング投信投資顧問株式会社 信託終了（繰上償還）お問い合わせ窓口  
住 所 〒100-6166 東京都千代田区永田町2-11-1 山王パークタワー12階  
電話番号 03-3501-6381  
受付時間 営業日の午前9：00～午後5：00  
ホームページ <http://www.barings.com/jp>

以上